安心の保障を
医労連共済で

増えてます
ご家族からの資料請求

医労連共済は、労働組合の助け合いの制度としてはじまり、176,000名の組合員と家族が利用できる制度です。

入院・休業、生命、交通事故すべてに対応できる「セット共済」、火災共済、自動車共済、年金共済など、暮らしの万が一を広くカバーしています。

最近では、多忙を極める医師の働き方を心配したご家族からのお問い合わせも増えています。

資料請求は職場の労働組合または医労連共済までご連絡ください。

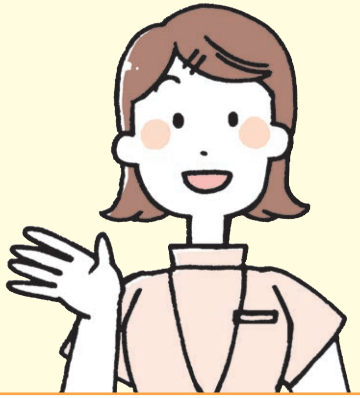

おすすめ！医労連共済

Webサイト http://www.iro-kyosai.jp/

日本医療労働組合連合会
〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5
TEL 03(3875)5871
n-ask@irouren.or.jp

勤務医のみなさん

働く環境改善のため 声をあげましょう

あなたも労働組合へ

医師の働く環境は厳しさを増すばかり。

勤務環境改善はまったなしの課題です。

労働組合は、労働基準法の遵守や増員などを要求し運動しています。勤務医のみなさんの労働組合への加入を心より呼びかけます。

医労連
(日本医療労働組合連合会)

超・長時間労働で睡眠も休みも取れない

最長の連続勤務

8割が30時間以上

全国医師ユニオンが中心となって実施した「勤務医の労働実態調査」(2012年)では、週労働時間は平均で59時間という結果が。当直明けもそのまま勤務に入るケースも多く、最長の連続勤務は8割が「30時間以上」、60時間以上も4.5%いました。

長時間労働の温床

違法な宿日直が蔓延

宿日直勤務には、通常の労働がないことをはじめ、睡眠時間確保、回数などの許可基準が決められていますが、多くが違法状態もしくは無許可という実態です。日本病院会のアンケート調査(2015)では、回答者の47%が「医療は労基法違反が前提で成り立っている」と。長時間かつ過重労働を生む要因となっている違法宿日直を是正し、労基法を守らせるとりくみが必要です。

安倍「働き方改革」の残業規制

過労死ラインを合法化

政府の「働き方改革実現会議」は、時間外労働の上限時間について月平均60時間・年間720時間、繁忙期には単月100時間、その翌月とあわせた2カ月平均で80時間までとしました。まさに「過労死ライン」の合法化です。加えて罰則の適用を医師については5年猶予するというのです。「医師は労働者ではない」とでもいうのでしょうか。

あとを絶たない医師の「過労死」

「過労が原因」女性研修医自殺、労災認定へ—2017年6月1日の朝刊の見出しです。女性医師が勤務した9か月間の残業の平均は190時間超、最長の月で251時間にも及んでいます。こうした労災として認定されるケースは稀といいます。医師の長時間、過重労働は改善されず、過労死があとを絶ちません。

働く環境の改善は急務です

根本の問題は

医師の絶対数不足

医師の絶対数不足は深刻です。病床100床当たりの医師数は先進国と比べて、アメリカの5分の1、フランス、ドイツの3分の1でしかありません。人口千人あたりの比較でもOECD35ヵ国中、30位。このままでは地域医療が崩壊します。せめてOECD並みの医師数にするための医師増員策が緊急に求められています。

医師数の国際比較(OECD諸国、2014年)
人口千人当たり医師数—日本は35ヵ国中、30位—

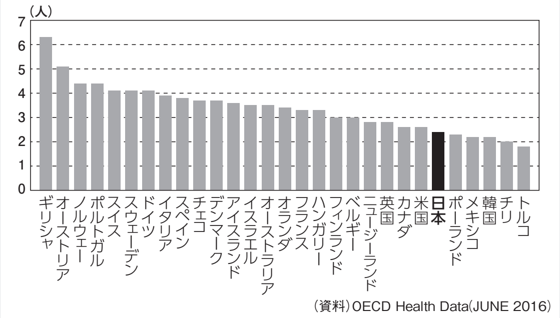

(資料)OECD Health Data(JUNE 2016)

勤務医のみなさんへのメッセージ

医師の過労自殺が止まらない

「小児科医は天職」と言い、常態化している長時間・過重労働から逃げることが出来ずに、自ら命を絶った医師がいます。「医師は労働者であり、労働環境が整備されなければ不幸は繰り返される」この言葉を遺族は伝え続けているのに止まらない過労死。いのちを大切に、健康で働き続けてほしいです。

東京過労死を考える家族の会代表・中原のり子

労働組合加入を心から呼びかけます